

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第114号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求に対応する公文書（諮問案件第164号）  
辰巳ダム建設事務所が行った平成21年度の流量観測業務の報告書の修正版
- 2 本件公開請求に対応するとして特定された公文書  
平成21年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書」という。）
- 3 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所
- 4 異議申立て等の経緯
  - (1) H22. 7.30 公開請求
  - (2) H22. 8.11 一部公開決定
  - (3) H22. 8.20 異議申立て
  - (4) H22. 10. 7 諮問
  - (5) H24. 11.22 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
本件異議申立ての対象となった公文書につき一部を非公開とした決定については、一部を公開すべきである。

本件処分に係る非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
受託者の従業員 の氏名及び 印章	条例第7 条第2号 個人情報	公開 非公開	<p>本件異議申立てに係る処分における非公開情報は、本件業務委託報告書における受託者の従業員の氏名及び印章とあるので、「印章」は「印影」と理解して、この条例第7条第2号の個人情報該当性について以下検討する。</p> <p>当審査会において、本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分は、本件業務委託報告書のうち、</p> <p>①納品報告書の主任技術者の氏名並びに検査者及び作業者の氏名及び印影、</p> <p>②流量測定月報の責任者及び係員の印影、実測者の職氏名、</p> <p>③水位月報の責任者、係員及び観測者の印影、</p> <p>④打合せ簿の出席者、主任技術者及び担当技術者の氏名で、いずれも個人を識別することができる情報であり、個人情報に該当し、条例第7条第2号ただし書口及びハに該当しないことは明らかである。</p> <p>実施機関は、本件業務委託について測量作業共</p>

		<p>通仕様書に基づき実施し、流量観測作業共通仕様書の低水観測方法及び高水観測方法を補完的に適用していると述べている。</p> <p>測量作業共通仕様書の主任技術者の定義によると、その業務は受託した法人の行為そのものと評価されるものではなく、主任技術者は当該法人を代表するものではないので、その氏名は公に周知される情報とはいえないため、当該法人の代表者と同一人である場合以外、個人情報に該当し、非公開として対応している、と実施機関が述べていることは不合理とはいえない。</p> <p>しかしながら、当審査会において本件業務委託報告書を見分したところ、主任技術者は受託者の代表取締役と同一人であり、また、納品報告書の検査者も同様であったので、これについては公開すべきである。</p>
--	--	--

6 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)  
答申第114号

# 答 申 書

平成24年11月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部を非公開とした決定については、別表1の口欄に掲げる部分を公開すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年7月30日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

辰巳ダム建設事務所が行った平成21年度の流量観測業務の報告書の修正版

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年8月11日に、本件公開請求に対応する公文書として、平成21年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託報告書（以下「本件業務委託報告書」という。）を特定の上、一部公開決定を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

受託者の従業員の氏名及び印章

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成22年8月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成22年10月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 非公開情報について

本件処分において、公開しない部分として受託者の従業員の氏名及び印章とされ、主任技術者についても非公開とされたが、管理技術者等については他の業務では公開されており、また、工事でも現場代理人の氏名は公開されている。この主任技術者の氏名が個人情報として非公開となるのか、不思議である。

また、公開された特定のソフトウェアによる電子データを、特定のバージョンの同ソフトで読み込み複写して別の場所に貼付すると、非公開として墨塗りされた部分が可視化できるので、この氏名等は公表されたものと同様であり、一部公開決定の意味はないものである。

(2) 業務委託について

ア 石川県土木部調査関係共通仕様書の「水理水文観測及び資料整理関係」の中に、流量観測作業共通仕様書が定められており、石川県土木部の行う流量観測に適用すると定められ、管理技術者の届出を義務づけている。

本件公開請求に係る業務はこの仕様書により、測量業務ではなく、別業務の流量観測作業業務として位置づけられており、測量に関する共通仕様書が適用され主任技術者が届け出されることはない。

イ 本件公文書は、PDFファイルの電子データとして公開され、電子納品の成果品であると説明を受けたが、そうであれば、石川県測量成果電子納品要領にしたがって成果品を納める必要がある。しかし、本件公文書はホルダーの構成やファイルサイズ等に不適合が見られ、全く不適切な成果品である。

(3) 業務内容について

業務の内容に次のような不備がみられる。

ア 浮子観測について、投下位置が記載されておらず、原則禁止されている河岸からの投げ込み観測が行われ、また、予め作成しておくことになっている浮子表が添付されていない。

イ 特定地点の第1及び第2補助水位標が設置されておらず、観測時に水位をどのように測定したか不明となっている。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 非公開情報について

(1) 受託者の従業員の氏名及び印章は、個人情報に該当するもので、異議申立人は、工事の現場代理人の氏名は現場事務所に表示されており、個人情報として非公開とはされないと主張しているが、本件は業務委託であり、氏名が公に周知されることはない。

(2) 水文調査業務は、河川横断測量等の作業に類するため、業務を遂行する上で必要な内容が記載されている測量作業共通仕様書を適用しているが、同仕様書には、低水観測方法や高水観測方法についての記載がないため、流量観測作業共通仕様書も補完的に適用している。

測量作業共通仕様書では、第4条において、主任技術者について「測量士であり

高度な技術と十分な実務経験を有するもの」と規定しているのみであるので、本件業務委託において受託者として責任を負う立場とはいえ、その業務は受託した法人の行為そのものと評価されるものではなく、主任技術者の氏名は個人情報に該当し、非公開として扱うことが適当であると考えます。

また、本件業務委託は前述のとおり、測量作業共通仕様書を適用しており、同仕様書には管理技術者について届出を義務付ける規定はないが、石川県業務委託契約約款第10条に、「乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない」との規定があり、この約款に基づく通知は提出されており、契約は適正に履行されていると考えます。

なお、異議申立人は、管理技術者について他の業務では公開されていると述べているが、実施機関が行う水文調査業務委託に係る情報公開においては、原則、個人情報として非公開で対応し、管理技術者と受託した法人の代表者が同一である場合のみ公開している。

- (3) 公開実施に当たって、ソフトウェアの機能を使用して非公開情報の墨塗りを行ったことから、特定の方法により非公開情報の可視化が可能となっていたが、今後、手作業で墨塗りを行い、非公開処理に不備がないよう細心の注意を払うこととしている。

## 2 業務委託について

- (1) 水文調査業務は、測量作業に類するものであり、電子納品に当たっては、石川県測量成果電子納品要領に即して行う必要があるが、本業務のような水文測量に関しては同要領において特にファイルの分類が指定されておらず、また、容量の制限は設定されていない。

また、異議申立人は、上述の点以外にも指摘しているが、業務内容に即して整理されており、特段の不備はないと考えます。

### (2) 浮子観測について

投下位置については、業務委託報告書の高水流量観測の項において図面等で示している。

また、石川県の測水所流量調査要領第2章第3節第6において、浮子投下のための投下設備や橋がない場合、河岸からの投下を許容する規定がある。

浮子表とは、各投下位置において、事前に水深別に使用する浮子を定め、図表で示し、浮子の誤使用の防止を図るものであるが、浮子投下位置と観測のための第1見通断面と第2見通断面との間で水深等に差異があるので、一般的な浮子表を作成しても実務的に不都合であるなどの理由により、受託者は現場状況に合わせて浮子表を作成し委託者に告げるが、これは作業資料にすぎないため報告書に掲載していない。

### (3) 補助水位標について

補助水位標は、報告書において、第1見通断面及び第2見通断面として写真で見通し線を示し、現地には位置を示す鉾が埋設されているため、報告書において十分な説明がなされていると考えます。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公文書の性格等について

平成21年度に辰巳ダム建設事務所が実施した犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査に係る業務委託報告書に係る平成22年度に提出された修正報告書である。

## 3 非公開情報該当性について

異議申立人は、本件異議申立書において、異議申立てに係る処分として、平成22年8月11日付け辰ダム第633号-1による本件処分を記載している。本件処分における非公開情報は、本件業務委託報告書における受託者の従業員の氏名及び印章とあるので、この条例第7条第2号の個人情報該当性について以下検討する。

ちなみに、「印章」とは、通常、印鑑自体を指す言葉であるが、本件では「印影」を指すものと理解してそのように表記する。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分は、別表1のとおり、本件業務委託報告書の①納品報告書、②流量測定月報、③水位月報及び④打合せ簿のうち、同表のイ欄に掲げる情報であった。

これらの情報は、いずれも個人を識別することができる情報であり、個人情報に該当し、条例第7条第2号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

実施機関は、本件業務委託について測量作業共通仕様書に基づき実施し、流量観測作業共通仕様書の低水観測方法及び高水観測方法を補完的に適用していると述べている。

当審査会において、本件業務委託設計書の業務仕様を見分したところ、適用する仕様書は、土木部調査関係共通仕様書及び用地調査等業務委託共通仕様書と記載されていた。

このうち、前者は、測量作業共通仕様書及び流量観測作業共通仕様書を包括する名称で、後者は、土地等の取得等に関する調査に係る業務を委託に付する場合の事項を定めるものである。

このようなことから、本件業務委託において、管理技術者の届出を義務付ける規定が適用されるかどうかは必ずしも明らかとはいえないが、実施機関が測量作業共通仕様書を適用し、管理技術者の届出を求めていると述べていることが、設計書に基づかず違法、不当であるとまではいえない。

また、測量作業共通仕様書の主任技術者の定義によると、その業務は受託した法人の行為そのものと評価されるものではなく、主任技術者は当該法人を代表するものではないので、その氏名は公に周知される情報とはいえないため、当該法人の代表者と同一人である場合以外、個人情報に該当し、非公開として対応している、と実施機関

が述べていることは不合理とはいえない。

しかしながら、当審査会において本件業務委託報告書を見分したところ、主任技術者は受託者の代表取締役と同一人であり、また、納品報告書の検査者も同様であったので、別表1のロ欄に掲げる部分については公開すべきである。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、業務内容のあり方についても主張しているが、このような主張は本件処分に対する判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件公開請求に対する公開実施に当たって、非公開と決定した情報が、不適切な非公開処理によって事実上可視化され得る状況にあったことは、個人情報为非公開とする本件処分の意義を失わせることとなっており、今後の情報公開事務の適切な遂行について万全を期されたい。

#### 6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

区 分	イ 非公開情報	ロ 公開すべき部分
①納品報告書	主任技術者の氏名並びに検査者及び作業者の氏名及び印影	主任技術者の氏名 検査者の氏名
②流量測定月報	責任者及び係員の印影、実測者の職氏名	なし
③水位月報	責任者、係員及び観測者の印影	なし
④打合せ簿	出席者、主任技術者及び担当技術者の氏名	主任技術者の氏名

※ 流量測定月報及び水位月報は2測水所毎に1～12月分の計24葉、打合せ簿は16葉。



<別表 2 >

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 10 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 4 号)
平成 23 年 3 月 10 日	○実施機関 (土木部辰巳ダム建設事務所) から理由説明書を受理した。
平成 23 年 4 月 11 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 23 年 4 月 24 日 (第 224 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 5 月 22 日 (第 225 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 6 月 25 日 (第 226 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 7 月 24 日 (第 227 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 24 年 8 月 6 日 (第 228 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 8 月 30 日 (第 229 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 9 月 25 日 (第 230 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 10 月 18 日 (第 231 回審査会)	○事案の審議を行った。